

業務目的物の部分使用について

令和 年 月 日

様

(分任) 支出負担行為担当官
事務所長

土木設計等業務委託契約書第33条第1項の規定に基づき、下記部分の使用をしたいので請求する。

業務名	契約年月日 令和 年 月 日
部分使用の目的	
部分使用	
部分使用期間	令和 年 月 日から受注者が当該部分を引き渡す日まで

部分使用同意書

令和 年 月 日

事務所長 様

住所
受注者氏名

受注者氏名

上記の部分使用に同意します。

1. 打ち合わせ等における発注者・受注者の行為と対応は以下を基本とする

用語	用語の定義	発議主体		発議の対応
		発注者	受注者	
指示	受注者に書面をもって示し、実施させること	○		了解
請求	相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求められること	○	○	受理
通知	相手方に書面をもって知らせること	○	○	受理
報告	業務遂行状況を書面をもって発注者に知らせること		○	受理
申し出	業務の履行等に関して書面をもって同意を求めること		○	承諾
質問	不明な点に関し書面をもって問うこと	○	○	回答
協議	対等の立場で合議すること	○	○	協議
提出	書面又はその他の資料説明し、差し出すこと		○	受理

2. 調査職員が発議を行う主な事項とその定義

事項	定義	受注者の対応
・ 設計図書に定めた業務の節目以外で受注者に照査を実施させる場合（共仕第1108-4）	指示	了解
・ 地元関係者への説明、交渉に受注者を協力させる場合（共仕第1115-1）	指示	了解
・ 地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合（共仕第1115-5）	指示	了解
・ 契約書第18条、19条、21条の規定に基づく設計図書の変更を調査職員が行う場合（共仕第1121-2）	指示	了解
・ 業務内容の変更を指示する場合の履行期間変更協議の対象であるか否かの通知（共仕第1123-1）	通知	受領
・ 業務の一時中止（共仕第1124-1）	通知 （指示）	受領 （了解）
・ 契約書第33条の規定に基づき成果品の部分使用を行う場合	請求	承諾

